

在勤基本手当の年度内改定について

1. 各国通貨について、月間の為替相場平均値を算出する。
2. 3ヶ月間の為替相場の平均値が7%以上変動した場合、在勤基本手当を改定する。
3. 円高に変動した場合には所要の減額を行い、円安に変動した場合には所要の増額を行う。

年度内改定について（18年度8月改定の例）

外務省在外公館課

- (1) 改定時の現行支給額の設定の基準となっている為替相場に比較して7%以上円安又は円高に進行している公館を改正の検討対象とし、その上で為替相場及び物価水準の変動を勘案して現行支給額について増減額調整をするもの。
- (2) 平成18年度については、一部の国において円高が進行したことから、為替相場及び物価水準の変動を勘案して検討を行ったところ、ニュージーランド・ドル、アイスランド・クローネを任地通貨としている在サモア日本国大使館（ニュージーランド・ドル）、在ニュージーランド日本国大使館（ニュージーランド・ドル）、在アイスランド日本国大使館（アイスランド・クローネ）及び在オークランド日本国総領事館（ニュージーランド・ドル）の在勤基本手当の額について減額改定する必要があるとの判断に至った。

任地通貨の対円為替変動

円高・円安の別 (観察期間)	通貨名 (国名)	基準となっ ている相場	観察期間 平均相場	変動率
円高 (4月～6月の 直近3か月)	ニュージーランド ・ドル	77円	71.408円	7.3%
	アイスランド・クローネ	1.74円	1.545円	11.2%

平成18年度在勤基本手当年度内改定公館一覧（8月改定）

○ 減額改定公館 4公館（実館2、兼勤駐在1、兼館1）	
・ サモア大（兼）	－4.1%（任地通貨ニュージーランド・ドル）
・ ニュージーランド大	－4.4%（任地通貨ニュージーランド・ドル）
・ アイスランド大（兼駐）	－5.8%（任地通貨アイスランド・クローネ）
・ オークランド総	－4.4%（任地通貨ニュージーランド・ドル）
○ 現行額据え置き公館	264公館

※（兼）は、兼轄公館、（兼駐）は兼勤駐在公館であることを示す。

※改定率は、邦貨立て。

在勤手当執行狀況

外務省作成

(単位：千円)

区 分		年 度		1 1 年度	1 2 年度	1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度
		予 算 額	執 行 額	31,363,896	27,573,805	26,269,927	27,638,911	26,267,047	25,789,834	25,671,887	26,742,611
在勤手当	予 算 額	30,767,263	26,755,522	25,759,436	27,323,687	26,128,461	25,558,766	25,361,496	26,601,879		
	執 行 額	596,633	818,283	510,491	315,224	138,586	231,068	310,391	140,732		
	不 用 額										

在勤手当予算額及び予算定員推移

外務省作成

(単位：千円)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
在勤基本手当	19,174,116	16,657,851	15,393,925	15,714,270	14,432,420	14,625,103	14,735,051	15,325,541	15,892,706
配偶者手当	2,311,876	2,127,325	1,981,899	1,985,184	1,774,728	1,739,994	1,747,790	1,815,623	1,858,512
館長代理手当	19,927	16,425	15,105	15,331	7,897	8,004	8,062	8,347	8,580
兼勤手当	713	588	541	549	廃止				
特殊語学手当	28,545	23,529	21,638	21,961	20,155	20,428	10,045	6,336	4,608
在外住居手当	8,692,678	7,795,757	7,905,144	8,888,483	9,042,504	8,414,682	8,146,492	8,510,208	9,014,420
研修員手当	611,868	503,054	457,639	481,766	434,948	430,111	428,951	449,140	460,291
子女教育手当	524,173	449,276	494,036	531,367	554,395	551,512	595,496	627,416	624,191
合 計	31,363,896	27,573,805	26,269,927	27,638,911	26,267,047	25,789,834	25,671,887	26,742,611	27,863,308

(単位：人)

在外職員定員数 (年度末定員)	3,204 (10年度末定員 3,159)	3,224	3,245	3,249	3,256	3,271	3,275	3,286	3,338
--------------------	-----------------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

出典：外務省作成資料

年度	財務省告示の 公布日
11	10. 12. 28
12	11. 12. 28
13	12. 12. 28
14	13. 12. 28
15	14. 12. 27
16	15. 12. 24
17	16. 12. 24
18	17. 12. 26
19	18. 12. 25
20	19. 12. 25

出典:財務省作成資料

年度	積算レートの算出対象期間
11	直近6週間平均
12	直近4週間平均
13	直近1年間平均
14	直近6ヶ月平均
15	直近6ヶ月平均
16	直近1ヶ月平均
17	直近1ヶ月平均
18	直近6ヶ月平均
19	直近6ヶ月平均
20	直近1ヶ月平均

出典:財務省作成資料

○財務省告示第四百二十七号

支出官事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十四号)第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を、財務大臣が特に指示する場合は、次のように定め、平成二十年四月一日から適用し、支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(平成十八年十二月財務省告示第四百八十一号)は、同日から廃止する。

平成十九年十二月二十五日

財務大臣 額賀福志郎

- 一 アメリカ合衆国通貨 一ドルにつき本邦通貨 一一三円
- 二 英国通貨 一スターリング・ポンドにつき本邦通貨二三四円
- 三 欧州経済通貨統合参加国通貨 一ユーロにつき本邦通貨一六四円
- 四 オーストラリア通貨 一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨一〇三円
- 五 カナダ通貨 一カナダ・ドルにつき本邦通貨 一一八円
- 六 シンガポール通貨 一シンガポール・ドルにつき本邦通貨七八円
- 七 スイス通貨 一スイス・フランにつき本邦通貨九九円
- 八 スウェーデン通貨 一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一八円
- 九 タイ通貨 一〇〇バットにつき本邦通貨三三三円
- 十 大韓民国通貨 一〇〇ウォンにつき本邦通貨 一二円
- 十一 中華人民共和国通貨 一元につき本邦通貨 一五円
- 十二 中華人民共和国(香港特別行政区)通貨 一香港・ドルにつき本邦通貨一五円
- 十三 デンマーク通貨 一デンマーク・クローネにつき本邦通貨二二円
- 十四 ノルウェー通貨 一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨二二円
- 十五 ブラジル通貨 一ヘアルにつき本邦通貨六四円
- 十六 マレーシア通貨 一リンギにつき本邦通貨 三四円
- 十七 ロシア通貨 一〇〇ルーブルにつき本邦通貨四五九円
- 十八 アラブ首長国連邦通貨 一ディルハムにつき本邦通貨二二円

○貨幣交換差増減整理手續

(昭八、七、一八 蔵理七八八)
 (大蔵大臣から日本銀行総裁あて)
 最終改正 平一三、一、五 蔵文五二

五

第二條 日本銀行ニ於テ外國貨幣ヲ基礎トスル海外拂經費送金ノ爲爲替取組上生シタル差増減ニ對シ日本銀行國庫金取扱規程第三十一條又ハ第三十九條第一項ニ依リ之カ取扱ヲ爲ス場合ニ於テハ

差増額ハ國庫金未整理(内譯科目)

〔外國送金取組不足額〕トシテ整理

シ置キ一般會計ニ基クモノニ付テハ

財務省ニ 特別會計ニ基クモノニ付

テハ當該特別會計ニ請求シ資金ノ交

付ヲ受ケ之ヲ補填シ

差増額ハ一般會計ニ基クモノニ付

テハ當該年度財務省主管財務省歳入

(貨幣交換差増ノ科目、歳入徴収官

財務大臣官房會計課長)ヘ 特別會

計ニ基クモノニ付テハ當該年度、當

該特別會計歳入(貨幣交換差増ノ科

目、所管大臣ノ指定シタル歳入徴収

官)ヘ納付ノ手續ヲ爲スヘシ

円借款事業：メキシコ合衆国「メキシコ市大気汚染対策関連事業」概要

メキシコ首都圏において、重油脱硫（重油の硫黄含有量の削減）等を行うことにより、大気汚染の原因物質である二酸化硫黄（SO₂）排出量の削減を図り、もって首都圏住民の健康改善に寄与するもの。

円借款承諾額／実行額	: 69,338 百万円／59,889 百万円
円借款契約調印日	: 1990 年 11 月 7 日
借入人	: メキシコ合衆国政府
事業実施機関	: メキシコ石油公社（PEMEX）
貸付完了	: 1998 年 4 月
事後評価報告	: 2001 年 1 月
会計検査院現地調査	: 2002 年 2 月
参議院 ODA 調査団現地調査	: 2004 年 8 月
事後モニタリング	: 2006 年度

【会計検査院の指摘（平成 13 年度決算検査報告）概要】

本事業により設置された重油脱硫プラントは、

- ・相手国政府の政策変更等の理由により計画時の供給先が変更されたなどにより施設処理能力と比較して十分な需要がない。
- ・このため、処理実績が処理能力を下回っていて、十分に稼働しておらず、援助の効果が十分発現していない状況。（処理能力 50,000 バレル／日に対して 2001 年処理実績 21,098 バレル／日）
- ・上記の事態は、主として相手国の事情などによるものであるが、我が国としては、相手国の自助努力を絶えず促し、相手国が実施する事業に対する支援のための措置をより一層充実させることが重要。

【本行の対応】

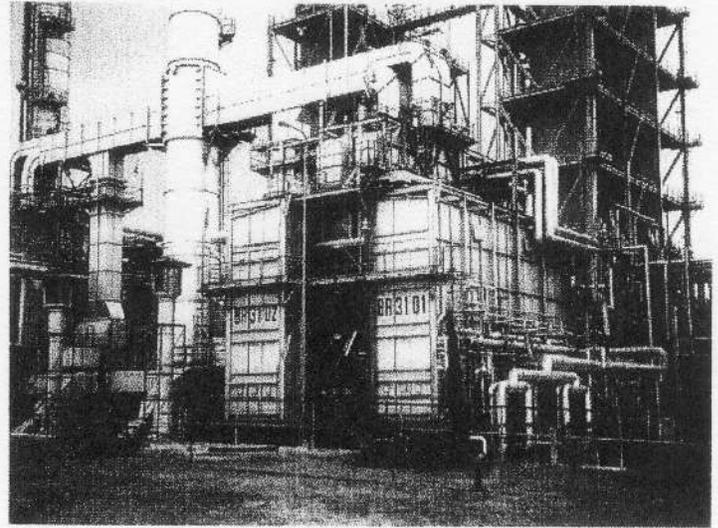
- ・脱硫重油の処理実績は設備能力の半分程度にとどまっているが、これは主として、天然ガスの転換など一層の環境改善を目的としてメキシコ合衆国政府の政策の実施により生じたやむを得ないものであり、本行としても、大気汚染改善という政策目的達成のために採られた種々の施策の枠組みのなかで、事業目的を勘案しつつ最大限の事業効果が得られるよう努めてきたところ。これまでも事業実施機関に対してさらなる視察の効率的使用に向けた取組みを促してきており、今後とも協議を続けていくこととしている。

(本事業地図)



(トウーラ製油所重油脱硫プラント)

(処理能力 50,000 バレル/日)



<参考>

【参議院 ODA 調査派遣報告書 (平成 16 年 11 月) 概要】

- ・会計検査院の「平成 13 年度決算検査報告」で「処理実績が処理能力を下回っていて、十分に稼働しておらず、援助の効果が十分発現していない状況」との指摘もあり、重油脱硫プラントの稼働状況について熱心な質疑が行われ、PEMEX からデータに基づき詳細な説明が行われた。
- ・「今後の稼働見通しについて伺いたい」との質問に対して、PEMEX より、「2002 年には重大な問題が生じ、一時プラントを閉鎖した」と報告した上で、「2003 年～2004 年にかけて稼働率は上がってきた」と回答している。

(以 上)

ご照会に関する回答

1. 本件（メキシコ市大気汚染対策関連事業）の借款条件如何。
→ 借款条件は、金利：年2.9%、償還期間：25年（7年の据置期間を含む）、調達条件：一般アンタイトです。
2. 本件の返済状況如何。
→ JBIC から借入人であるメキシコ政府は約定通りの返済を行ってきているとの報告を受けています。最初の支払期日は1997年11月20日、最終の支払期日は2015年11月20日です。
3. 2002年1月の火災事故の規模・被害状況。
→ JBIC からは以下の報告を受けています。
（事業実施機関であるメキシコ石油公社（PEMEX）からの文書による正式な報告に基づく）
 - ①事故の発生は2002年1月1日午前0時15分。
 - ②事故の内容は15分間の火災。火災の原因は重油脱硫施設のパルプからのオイル漏れ。
 - ③施設に重大な被害はなかった。
 - ④稼働停止が続いていた理由として、火災により影響を受けた特殊ケーブルの調達に時間を要した（メキシコ国内調達が困難だった）。
4. 2002年2月の会計検査院の現地検査の時点で、火災事故を承知していたのか。
→ 現在も確認中ですが、これまで過去の関連文書の確認及び当時の本件関係者への照会を行った限りでは、外務省が2002年2月の会計検査院の現地検査の時点で、火災事故を承知していたということはまだ確認されていません。
5. 2002年の会計検査院の現地検査時及び2004年8月の参議院 ODA 調査団の現地調査の時点の有償資金協力課長は誰か。
→ 会計検査院の現地検査時は、北野充課長、参議院 ODA 調査団の現地調査時は、石兼公博課長です。

以上

メキシコ大使館ほか3箇所会計実地検査

日付	曜	日程			宿泊地	
2月9日	土	17:15 成田 → 9:45 ロスアンジェルス	NH006便		メキシコシティ	
		14:35 ロスアンジェルス → 20:20 メキシコシティ	UA4435便			
2月10日	日	書類整理			メキシコシティ	
2月11日	月	AM	大使館経理検査等		メキシコシティ	
		PM	政府開発援助現場			
2月12日	火	AM	政府開発援助現場	大使館経理検査等	J F 経理検査等	メキシコシティ
		PM	政府開発援助現場			
2月13日	水	AM	政府開発援助現場	大使館経理検査等	J B I C 経理検査等	メキシコシティ
		PM	政府開発援助現場			
2月14日	木	AM	政府開発援助現場	移動：車	J I C A 経理検査等	サラマンカ
		PM	移動：車	政府開発援助現場		
2月15日	金	AM	政府開発援助現場	政府開発援助現場		メキシコシティ
		PM	政府開発援助現場	移動：車	移動：車	
2月16日	土	書類整理			メキシコシティ	
2月17日	日	書類整理			A班モンテレイ B班メキシコシティ	
		PM	16:00→17:20	AM928		
2月18日	月	AM	政府開発援助現場	大使館経理検査等		A班モンテレイ B班メキシコシティ
		PM				
2月19日	火	AM	政府開発援助現場	大使館経理検査等		メキシコシティ
		PM	15:00→16:30	AM929	政府開発援助現場	
2月20日	水	AM	政府開発援助現場	大使館経理検査等		メキシコシティ
		PM				
2月21日	木	AM	大使館経理検査等			メキシコシティ
		PM	打ち合わせ等			
2月22日	金	7:25	メキシコシティ → 9:05	ロスアンジェルス	UA4478便	機中泊
		11:35	ロスアンジェルス →		NH005便	
2月23日	土	→ 16:05 成田				

イ 円借款の効果が十分発現していないもの

円借款の対象となった重油脱硫プラントにおいて生産される低硫黄重油の供給先が計画に比べて大幅に変更されたなどのため、施設が十分稼働していないもの

<メキシコ市大気汚染対策関連事業>

この事業は、メキシコ市を中心とする首都圏における大気汚染の改善を図ることを目的として、大気汚染の原因物質の一つである二酸化硫黄の発生源となっている重油、ディーゼル油を低硫黄化するための脱硫プラント等をトゥーラ及びサラマンカの2箇所の製油所に建設するものである。

銀行では、これに必要な資金として、3年8月から10年4月までの間に598億8914万余円を貸し付けている。

本件事業計画によると、トゥーラ製油所における重油脱硫プラント1基(処理能力5万バレル/日。貸付実行額489億0686万円)、トゥーラ製油所及びサラマンカ製油所におけるディーゼル油脱硫プラント各1基(同各2万5千バレル/日。同103億6411万円)等を建設し、脱硫された重油、ディーゼル油を首都圏に供給することにより、首都圏の二酸化硫黄の75%が削減されることとしていた。

本件事業について調査したところ、次のような状況となっていた。

トゥーラ製油所の重油脱硫プラントは9年1月に完成したが、この間に同国政府は首都圏における大気汚染対策を一層強化した。その結果、主として次のような事情により、脱硫された重油を首都圏に供給することは困難となった。

- ① 重油の主な供給先と考えられていた首都圏の火力発電所では、トゥーラ製油所における重油脱硫プラントが完成するまでの間、天然ガスを暫定的に使用することとしていたが、その後、天然ガスへの転換が進んだこと
- ② 6年には、首都圏の工場等を対象に、重油の燃焼時に発生する窒素酸化物についても規制が強化されることになったため、工場等では重油の使用に当たって燃焼設備の改造が必要となったこと

したがって、脱硫された重油は、主な出荷先として計画された首都圏ではなく、すべてその他の地域へ出荷されることになった。しかし、その他の地域には、施設処理能力と比較して十分な需要がないため、当該施設の稼働状況についてみると、1日当たり5万バレルの処理能力に対し、処理実績は、11年18,029バレル、12年28,500バ

レル、13年 21,098 バレルと大きく下回っている状況となっていた。

また、トゥーラ、サラマンカ両製油所のディーゼル油脱硫プラントは8年9月に完成し、両製油所で脱硫されたディーゼル油の一部は、首都圏における排気ガス規制等の結果、首都圏以外の地域に供給されることとなったが、これらの施設における処理量はほぼ計画どおりの実績となっていた。

上記のとおり、本件借款の対象となった重油の脱硫プラントは、相手国政府の政策変更等の理由により計画時の供給先が変更されたなどのため、処理実績が処理能力を下回っていて、十分に稼働しておらず、援助の効果が十分発現していない状況になっている。

(上記各事業に対する本院の所見)

上記の各事態が生じているのは、主として相手国の事情などによるものであるが、このような効果が十分発現していないなどの事態にかんがみ、我が国としては、相手国の自助努力を絶えず促し、相手国が実施する事業に対する支援のため、次のような措置をより一層充実させることが重要である。

- ① 援助の計画においては、相手国の置かれている厳しい状況を的確に把握した上で、計画の内容がそれに対応しているか、事業が相手国における自然条件等からみて適当なものであるか十分検討する。
- ② 援助実施中においては、援助の効果が発現するための前提条件が満たされているかどうか確認し、必要に応じて適時適切な助言を行うなどの措置を講じる。
- ③ 援助実施後においては、援助の対象となった施設の利用状況等を的確に把握したり、相手国政府の政策変更を十分注視したりして、必要に応じて、援助対象事業の効果発現を妨げている要因を取り除くよう相手国に働きかけるなどの措置を速やかに講じる。
- ④ やむを得ない事情により事業効果が発現していない事態が生じた場合でも、その解決が図られた後には、所期の目的が達成されるよう相手国に対して適切な助言を行う。

ウ 食糧増産援助の効果が十分発現していないなどのもの

(ア) 事業の概要

食糧増産援助は、無償資金協力の一つとして、開発途上国が自国における食糧問題